

入札の質問に対する回答書

(公告日 令和6年10月28日)

令和6年11月12日

横浜市資源循環局 施設課

件名

資源循環局金沢工場及び下水道河川局南部汚泥資源化センターで発電した余剰電力の売却

上記の入札に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質 問	回 答
1	発電側課金は発電所側でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	発電側課金は売払人の負担とし、買受代金と相殺とします。ただし、相殺できない時は、一般送配電事業者から売払人への直接請求とします。
2	契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印（角印）を使用するの提出でもよろしいでしょうか。	使用できます。
3	落札後、納入通知書のサンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	提供可能です。
4	過去1年間における、余剰電力30分毎電力量データをいただくことは可能でしょうか。	添付資料1をご参照ください。
5	発電側課金の支払については、(買受代金との相殺や別途、個別請求など) どのような対応になるでしょうか。	質問1を参照してください。
6	納入通知書または納付をした旨の書面については、第8条契約保証金の納付を指すでしょうか。	第8条の契約保証金の納付及び第10条買受代金の納付の両方を指します。
7	定期検査等による発電機停止期間について、○月○日～○月○日という形で詳細をご教示いただけますでしょうか。	5月8日～6月30日、1月26日～3月19日予定です。
8	「自己託送実施時に売払人が自己託送を実施できなかった場合、それに係る費用は買受人の負担とする。」と記載がありますが、自己託送は貴庁が行う認識で宜しいでしょうか。 また、自己託送を除いた余剰電力を売却する認識の為、発電計画を頂く際に差し引かれた状態となり、買受人の責とはならない認識ですが、お間違いはないでしょうか。	自己託送は売払人で行いますが、買受人の責により売払人が自己託送を実施できなかった場合、それにかかる費用については買受人の負担とします。 (例えば、買受人が「受電地点の電力量の計量値の仕訳に係る順位」を間違えた場合など)

9	自己託送については、買受人は対応を行う必要はないという認識で宜しいでしょうか。	有りません。
10	第3条2項、仮支払いにおける検針値の写真というのは貴庁が写真を撮り買受人に提示し仮支払いの清算を行う認識で宜しいでしょうか。 そして送配電事業者からアップロードされる検針データを基に確定支払いを行い、「仮支払い-確定支払い」の差額精算を行う2回清算業務が発生する認識で宜しいでしょうか。	買受人は、送配電事業者の検針データを売払人に送付し、売払人は仮支払いに使用する余剰電力量と送配電事業者の検針データを比較し、問題がない場合は、送配電事業者の検針データを確定支払いに使用する余剰電力量とし、原則当該月の翌月10日までに買受人に請求します。 送配電事業者から検針データがアップロードされなかった場合は、ご認識の通り仮支払いによる精算を行います。また、差額精算については、当該月分の翌月分で精算とします。
11	仮支払いにおける算定期間はいつからいつになりますでしょうか。(仕様書4条の電力量料金の算定期間は1～末となっておりますので確定支払いと認識しております。)	買受人が売払人に支払う電力量料金の仮支払いにおける算定期間は、毎月1日から末日までの期間です
12	買受代金の納付については、横浜市指定金融機関(横浜銀行)のみとなりますでしょうか。 また、納付は毎月行う事となりますでしょうか。	契約保証金については、横浜銀行のみとなりますが、買受代金の納付は添付資料2「納付することができる金融機関窓口一覧(五十音順)」をご利用いただけます。 第10条を参照してください。
13	第10条2項において契約保証金を銀行保証書で納付した場合において4月及び5月分の買受代金と相殺されるのでしょうか。 相殺した額での返還手続きとなりますでしょうか。	第9条については、買受人が第7条に定める前払い制を選択した場合のみ適用されます。 第8条2項にあるように、前払い制を選択した場合、当該保証は契約保証金の納付のみとし、契約保証金の納付に代わる担保の提供は認められません。
14	契約保証金については銀行保証書でも可能でしょうか。 仮に可能な場合は、最低でも発行に2週間お時間を頂いても宜しいでしょうか。	後払い制を選択した場合は、可能です。令和7年3月31日までに提出ください。
15	発電側課金は貴庁の負担という認識で宜しいでしょうか。	質問1を参照してください。
16	容量市場への参入は行っておりますでしょうか。 仮に行っていた場合、何電源として参入しておりますでしょうか。 また、容量確保金は買受人に還元されますでしょうか。	参入しておりません。

17	後払いの場合は託送の確定値が確認でき、確定支払いのみという認識ですが、仮支払いが必要となるのでしょうか。	質問 10 を参照ください。
18	後払いについては、納入書を基に振込でも問題ございませんでしょうか。	別紙第 10 条の通り、買受代金は売払人の定める納入通知書により納めていただきます。